

長期収入サポート保険 (GLTD)

ケガや病気で働けなくなった時の
収入サポート制度

団体割引
25%適用

あなたの収入を最長65才まで補償します！！

万が一、ケガや病気で長期間働けなくなった場合・・・生活費はどうしますか？



もし、交通事故で
働くことができなくなったら...



もし、重い病気で長期間
休職することになったら...



そんなとき、
長期収入サポート保険があれば
一定の収入が補償されます！！



収入の心配なく
治療に専念できて安心！



ケガや病気で仕事ができない間、
最長65才まで補償を継続して
受けることができます。



ケガや病気による長期療養時の
所得を補償します。また、うつ病等
の精神障害も最長24か月カバー
します。

- 申 込 締 切 日 : 2023年4月14日(金)
- 保険期間(ご契約期間) : 2023年7月1日午後4時から1年間
- 申込書兼告知書提出先 : ブリヂストンビジネスサービス株式会社
- 保 険 料 払 込 方 法 : 給与控除(月払) ※2023年8月より控除開始
- お 申 込 方 法
 - 継続加入の場合 特にお申し出のない場合、前年度と同一口数にて自動継続となりますので、申込書兼告知書のご提出は不要です。
 - 新規加入、変更の場合 WEBの方
WEBサイトよりお手続きください。
WEB以外の方
申込書兼告知書の申込区分「1新規」「2増口」「3減口」に○印、申込口数を記入し、2枚目に押印のうえ、ご提出ください(マメ印不可)。
詳しくは申込方法をご覧ください。
 - 脱退の場合 「5脱退」に○印、2枚目に押印のうえ、ご提出ください。

団体長期障害所得補償保険のご契約のしおり(普通保険約款・特約)、保険証券は保険契約者(株式会社ブリヂストン)に交付されます。

取扱代理店: ブリヂストンビジネスサービス株式会社 保険事業部
本 社: 東京都中央区京橋3丁目1番1号
東京スクエアガーデン22階
【TEL】03-6836-3563 【FAX】03-6836-3569

引受保険会社: あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
東京企業営業第二部 営業第二課
東京都中央区日本橋3丁目5番19号
あいおいニッセイ同和損保 日本橋本社ビル
【TEL】050-3460-0105 【FAX】03-6748-7846

長期収入サポート保険 (GLTD)

団体長期障害所得補償保険 (Group Long Term Disability) 精神障害補償特約・妊娠に伴う身体障害補償特約セット

ケガ・病気による休職が長期におよんだ場合、経済的にも困難になります。あなたは安心して治療に専念できますか？

1 もし、長期間働けなくなったら・・・

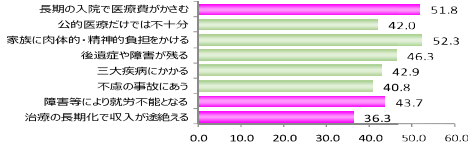
万が一休職する場合、会社からの給与が失われ、社会保障に頼らざるを得ません。しかし、健康保険の傷病手当金は、標準報酬月額×3分の2のうえ最長1年6か月で終了し、その後は原則として所得がなくなります。

(ただし、所定の重度障害に該当した場合は障害厚生年金等が支給されます。)

多くの方が、治療の長期化への不安を感じています。

ケガや病気に対する不安の内容として、入院が長引いたときなどの医療費については多くの方が不安を感じています。

ケガや病気についての具体的な不安の内容＜複数回答＞(%)

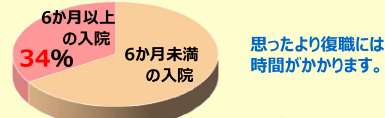


生命保険文化センター「令和元年度「生活保障に関する調査」」

ケガや病気の治療は意外と長期化しがちです。

20～64才の入院患者の約34%が6か月以上の長期入院となっているという事実をご存じでしょうか。さらに5年以上の長期入院患者の割合は17%にものぼります。

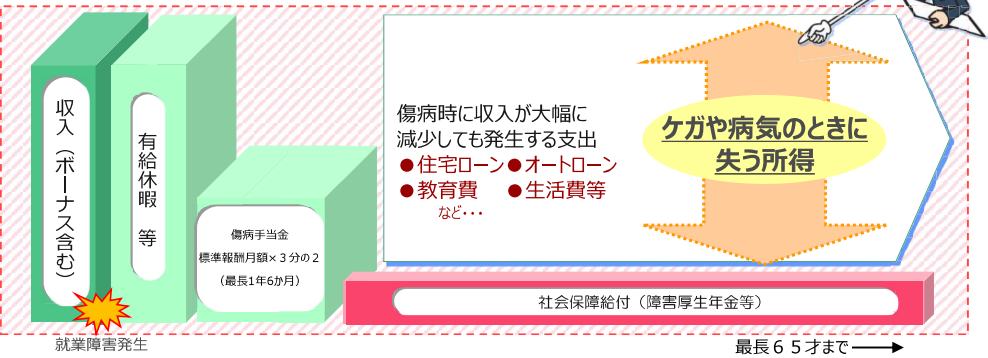
■長期間(6か月以上)の入院患者の割合(20～64才)



厚生労働省「平成29年患者調査」

2 働けなくなった場合の収入イメージ

短期療養の入院費用や収入減少等は、医療保険や所得補償保険等の各種民間の保険でカバーできますが、就業障害状態、療養期間が長期にわたった場合はこれらの保険では十分にカバーされていないのが現状です。



3 そこで会社は「長期収入サポート保険」を導入しています！

長期収入サポート保険はあいおいニッセイ同和損害保険株式会社の団体長期障害所得補償保険 (GLTD) を利用したものです。この保険は長期にわたって就業障害が発生した場合の所得減少を補償する保険です。

皆さまがケガ・病気により長期にわたり働けなくなった場合、最長で65才まで収入の一部を補償します。またケガ・病気の発生場所は国内外を問わず、退職となった場合でも保険金支払条件を満たす限り補償は継続します。

～長期収入サポート保険(団体長期障害所得補償保険(GLTD))のおもな特長～

業務上はもちろん、私傷病による就業障害も補償

精神障害による就業障害も補償(最長24か月)

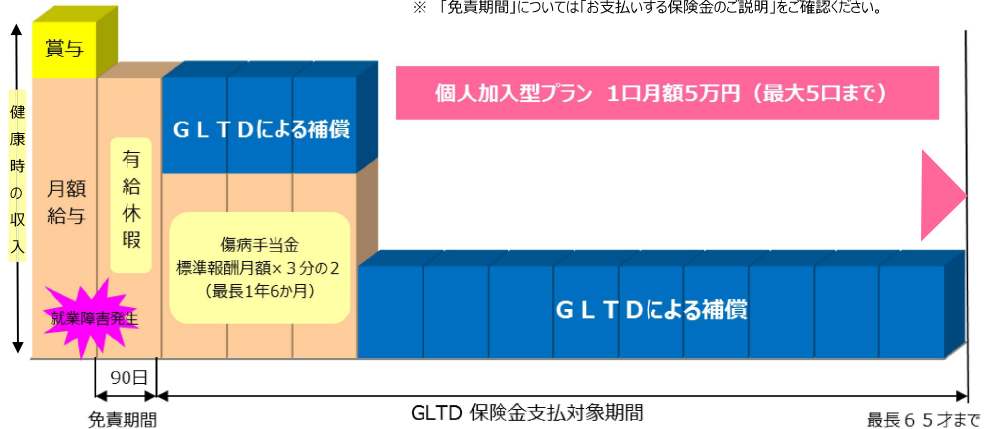
入院中だけでなく、自宅療養やリハビリ期間中も補償

一部復職後も所得喪失率20%超の場合、所得喪失率に応じて補償を継続

■団体長期障害所得補償保険(GLTD)補償額イメージ(一般的なイメージ)

保険始期：2023年7月1日 午後4時
免責期間：90日
保険金額：1口5万円(1口～5口)

※ 身体障害により全く就業できない状態に陥り、後に一部回復した場合のイメージです。業務に復帰し得られた所得(回復所得)がある場合はその割合に応じて保険金は減額されます。回復所得が80%以上に達した場合は保険金は支払われません。
※ 精神障害による就業障害の場合には、てん補期間は24か月が限度となります。
※ 「免責期間」については「お支払いする保険金のご説明」をご確認ください。



保険料と保険金支払いについて

■月々の1口(月額5万円補償)あたりの保険料

▶前年同一口数でご継続の場合、申込書兼告知書の提出は不要です。

＜精神障害補償特約・妊娠に伴う身体障害補償特約(女性のみ)セット＞

加入口数・保険金月額	1口(5万円)		2口(10万円)		3口(15万円)		4口(20万円)		5口(25万円)	
	男性(1N)	女性(1Y)	男性(1N)	女性(1Y)	男性(1N)	女性(1Y)	男性(1N)	女性(1Y)	男性(1N)	女性(1Y)
男女別月払保険料										
15～24才	401円	306円	802円	612円	1,203円	918円	1,604円	1,224円	2,005円	1,530円
25～29才	425円	430円	850円	860円	1,275円	1,290円	1,700円	1,720円	2,125円	2,150円
30～34才	516円	576円	1,032円	1,152円	1,548円	1,728円	2,064円	2,304円	2,580円	2,880円
35～39才	673円	834円	1,346円	1,668円	2,019円	2,502円	2,692円	3,336円	3,365円	4,170円
40～44才	954円	1,139円	1,908円	2,278円	2,862円	3,417円	3,816円	4,556円	4,770円	5,695円
45～49才	1,355円	1,603円	2,710円	3,206円	4,065円	4,809円	5,420円	6,412円	6,775円	8,015円
50～54才	1,796円	2,026円	3,592円	4,052円	5,388円	6,078円	7,184円	8,104円	8,980円	10,130円
55～59才	2,137円	2,176円	4,274円	4,352円	6,411円	6,528円	8,548円	8,704円	10,685円	10,880円
60～64才	2,027円	1,856円	4,054円	3,712円	6,081円	5,568円	8,108円	7,424円	10,135円	9,280円

【口数決定の目安】

口数×5万円×12が
年収の40%以内になる
ように設定してください。

※ 上記年齢は保険始期日(2023年7月1日)時点での満年齢です。
※ 当保険料は団体割引25%を適用した保険料です。
※ 補償内容および保険金をお支払いできない主な場合については、「お支払いする保険金のご説明」をご確認ください。
※ 年齢区分が変更となる場合は保険料は変更されます。
※ てん補期間は65才に達した日まで(※)。ただし免責期間の終了日の翌日から65才に達した日までの期間が3年に満たない被保険者については、てん補期間を3年とします。(※) 65才に達した日とは、65才の誕生日の前日をいいます。

例えばこんな場合

■2口に加入している平均月収35万円の被保険者が4年間(48か月)入院し、完全復帰まで1年かかった場合

全く働けない期間のお支払い保険金

450万円

一部復職期間のお支払い保険金(1か月の収入が25万円に減)

約34.3万円

受取総額

約484.3万円

月額5万円×2口×(48か月-免責期間90日) 月額5万円×2口× $\left(\frac{1-25\text{万円}}{35\text{万円}}\right) \times 12\text{か月}$ (所得喪失率)

健康状態告知についてのご案内

健康状態告知欄の質問事項1に対する告知のご記入にあたり重要な事項をご説明します。

健康状態告知欄の質問事項1に対する告知を記入する前に必ずご覧ください。

告知の内容が正しくないと、ご契約が解除され保険金をお支払いできない場合があります。以下の説明をすべてご確認ください。ご理解のうえ正しい告知をお願いします。

※本紙はお客さまご自身で確認するための様式です。ご提出の必要はありません。

※「申込書兼告知書」の写しは「健康状態告知についてのご案内」(本紙)、「重要事項のご説明 契約概要のご説明 注意喚起情報のご説明」にお客さまの控えとなりますので、大切に保管してください。

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

団体長期障害所得補償保険

健康状態告知欄質問事項1の解説

健康状態告知欄の質問事項1の書き方や用語をご説明しています。なお健康状態告知欄の質問事項1にご記入いただく前に、表紙「健康状態告知についてのご案内」を必ずお読みください。

団体長期障害所得補償保険

お知らせ **1 告知の重要性**

健康状態告知は公平な保険契約の引受判断のための重要な事項です。必ず被保険者ご本人(補償の対象となる方)が、「事実を」[ありのままに]「**もれなく**」お答えください。

お知らせ **2 正しく告知しなかった場合の取扱い**

告知する事項は申込書兼告知書裏面「質問事項1」に記載されています。もし、故意または重大な過失によって、これらについて事実を告知しなかったり、事実と異なることを告知した場合、告知を受けた保険契約の**保険期間の開始時(補償の開始時)**(注)から**1年以内であれば、引受保険会社は「告知義務違反」としてご加入を解除させていただきますことがあります。**

保険期間の開始時から1年を経過していても、告知のなかった場合、または告知の内容と異なる事実に基づく保険金支払事由が保険期間の開始時から1年以内に発生した場合には、ご加入を解除することがあります。また、「告知義務違反」の内容が特に重大な場合、保険期間の開始時からの経過期間に関係なく保険契約を「詐欺」による取消しとすることがあります。

(注) 継続契約の場合は、継続されてきた最初の保険期間の開始時となります。

告知義務違反によりご加入が解除された場合
○ 解除後の補償はなくなり、たとえ保険金支払事由が発生していても保険金をお支払いすることはできません。
(注) ただし、「保険金支払事由」と「解除の原因となった事実」との因果関係の有無によっては、保険金をお支払いすることがあります。

「詳細による取消し」となった場合
○ 取消し後の補償はなくなり、たとえ保険金支払事由が発生していても保険金をお支払いすることはできません。
○ 既に払い込んだ保険料は返還できません。

お知らせ **3 書面によるご回答のお願い**

質問事項へのご回答は、保険会社の引受判断上、重要な事項のため、取扱代理店への口頭によるご回答ではなく、**書面にてご回答くださるようお願いいたします。**

※ 健康状態告知欄の質問事項1に対する告知は申込書兼告知書の一部となっています。取扱代理店は保険契約の告知受領権を有していますが、取扱代理店に口頭でご回答されても告知をしたことになりませんのでご注意ください。

お知らせ **4 告知内容を確認させていただく場合があります。**

お申込み後または保険金請求の際、告知内容について確認させていただく場合があります。

お知らせ **5 お客さまによるご契約内容の確認について**

ご加入後、加入内容について記載した「加入者証」または「申込書兼告知書の写し」で、告知内容に誤りがないかのご確認をお願いします。

※ 万一、告知内容が事実と異なる場合には、ただちに取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。

お知らせ **6 健康状態の告知が必要な方**

健康状態告知欄の質問事項1に回答いただく必要のある方は、以下のいずれかに該当する方です。

- 今回新たに加入される方
- 継続して加入される際に、保険金額を増額するなどの変更(注)をする方

(注) 健康状態に関する告知の対象となる補償項目について、保険金額を増額する場合、てん補期間を延長する場合、特定疾病等を補償対象外とする条件を変更する場合などが該当します。

※ 前契約からすべての条件を変更することなく継続して加入する方は、新たに告知する必要はありません。

継続して加入される場合の告知要否チェック

保険金額の増額など補償内容を拡大しますか?
補償内容は変更なし、または縮小する
→ **健康状態告知が必要です。**

現在の特定疾病等を補償対象外とする条件を変更しますか?
補償対象外条件を変更する
補償対象外条件なし、または変更しない
→ **健康状態告知は不要です。**

ご注意ください

保険金額の増額など補償内容の拡大に伴い改めて健康状態告知をした結果、特定疾病等を補償対象外とする条件となった場合、その条件は増額等の拡大した補償部分だけでなく、継続後の補償全体に対して適用されます。

例1 現在特定疾病等を補償対象外とする条件なしで加入。ただし、先日の健康診断で異常を指摘されている(告知事項に該当する)ケース

現在のご契約	継続後のご契約
ケース1 (同条件で継続) 特定疾病等を補償対象外とする条件なし	特定疾病等を補償対象外とする条件なし
ケース2 (増額して継続)	特定疾病等を補償対象外とする条件が付くと全体に適用される

前契約と同条件で継続する場合、告知は不要で特定疾病等を補償対象外とする条件も付きません。保険金額を増額する場合は告知が必要です。告知の結果、特定疾病等を補償対象外とする条件が付いた場合は、継続後の補償全体に対して適用されます。

お知らせ **7 再告知の取扱い**

特定疾病等を補償対象外とする条件で加入する方は、新たに告知しなすこと(再告知)によって、継続後の加入条件を変更することができます。継続して加入するには現在の引受条件をご確認ください。

※ 再告知をした場合は、上記1~6が適用されますので、ご注意ください。

お知らせ **8 その他ご注意ください事項**

正しく告知した場合でも、保険期間の開始日より前に原因が発生した病気やケガについては、保険金をお支払いできません(始期日前治療)について協定書に定めのある場合、その規定によりお支払いできることがあります。

※ 追加の告知事項
加入申込み時点で健康だったが、その後保険期間の開始日より前に発病と診断され、保険期間の開始日より後にその病気によって就業不能となったケース

そのほかにも、「重要事項のご説明 契約概要のご説明 注意喚起情報のご説明」には、ご加入に際して特に確認いただきたいことを記載しています。お申込みの前に必ずお読みください。

健康状態告知欄の質問事項1は以下のとおりです

a 過去2年以内にごがん(※1)にかかったことがありますか。または、現在、医師から「がん」の検査を受けるように指示されていますか。

b 過去2年以内に医師から「糖尿病」「高血糖症」「耐糖能異常」と診断されたことがありますか。または、現在、医師からこれらの検査を受けるように指示されていますか。

c 最近3か月以内に、医師の診察・検査・治療(※2)を受けたことがありますか。

d 過去2年以内に、健康診断・人間ドックまたは医師による診察の結果、異常(※3)を指摘されたことがありますか。

※a, dについては、後述のないケガおよび以下「完治している場合は告知不要の病気・症状」に該当する病気・症状は告知不要です。

<完治している場合は告知不要の病気・症状>
医師(かぜ)、インフルエンザ、急性胃腸炎、急性へんとう炎、急性咽喉炎、急性喉頭炎、急性気管支炎、急性口舌炎、急性中耳炎、外耳炎、結膜炎、花粉症、アレルギー性鼻炎、じんましん、けいせいヘルニア、虫歯

(※1) 悪性新生物をいい、上皮内がん・肉腫・白血病・悪性リンパ腫・骨髄腫などの悪性腫瘍を含みます。

(※2) 医師の指示による服薬を含みます。

(※3) 要検査・要精密検査・要治療・要経過観察をいいます。なお、検査や治療の結果「異常なし」となった場合を除きます。

「医師の診察・検査・治療」について

- 「医師の診察・検査」には定期健康診断や保険契約の申込みに伴う医師の診査を含みません。また、診察・検査を受けた結果、「異常なし」となった場合を除きます。
- 「医師の治療」には投薬、注射、手術、放射線治療、心理療法、食事療法などを含みます。
- 「医師の指示による服薬」とは、医師から薬処方(指示)されていること(自己判断により服薬していない場合も含みます。)をいいます。

※ 薬には、点眼薬、吸入薬、座薬、自己注射などを含みます。

告知の対象とはならないケース

- 医師から処方(指示)されていない市販の薬(かぜ薬、胃腸薬など)の服用
- 市販のビタミン剤の服用など、病気の治療でなく健康増進のための行為
- メタボリック健診の指摘
- 正常な妊娠または分娩
- 「完治している場合は告知不要の病気・症状」に該当する 病気・症状の治療

※ 「完治」とは、症状がなくなり、医師から治療や経過観察の必要がないと言われた状態をいいます。

「a」について、悪性・良性の区別がつかない場合は、検査結果が出た後にお申込みください。

医師には歯科医師を含み、変造整復師・指圧師・鍼灸師は含みません(以下の質問も同様です)。

「要検査」または「要精密検査」の指示を受けており、現在病名が確定していない場合には、検査を受検し、正式な病名(診断名)が確定した後にお申込みください。

申込方法 (2枚目をご提出ください)

項目	チェック内容
1	お申込みの方は該当する申込区分1~5に○印をご記入のうえ、ご希望の申込口数をご記入ください。 ◆増口・減口の場合は、変更後の 総口数 をご記入ください。
2	新規加入・増口をご希望の方は「申込書兼告知書」裏面の<質問事項>をご確認のうえ、「それぞれ1または2に○印をご記入ください」。 ・ a, bのいずれかが「はい」に該当する場合、お申込みいただけません。 ・ c, dのいずれかが「はい」に該当する場合、お申込み希望の方は別途申し出ください。
3	2枚目に押印ください。
4	被保険者番号：社員番号(6桁)を右側でご記入ください。
5	申込日(告知日)：記入日をご記入ください。

注 訂正される場合は二重線で抹消後、訂正印(申込印と同一のもの)を押印のうえ、正当内容をご記入ください。

ブリヂストンの長期収入サポート保険 Q & A

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社



Question 1	ブリヂストンの長期収入サポート保険に加入するメリットは何ですか？
Answer	当プラン（団体長期障害所得補償保険）は団体専用の保険のため、一般に個人では同条件で加入できる保険ではありません。下記が従業員ならではのメリットとなります ◆ 株式会社ブリヂストンによる団体契約のため保険料が割安です。（団体割引25%適用） ◆ 株式会社ブリヂストン、ブリヂストン関連会社の従業員専用設定されたオリジナル補償制度です。
Question 2	どのような場合に保険金を受取れますか？
Answer	免責期間を超えて、ケガや病気で働けない状態が続いたときに保険金を受取ることができます。保険金の請求には医師の診断書が必要になります。なお、免責期間中は、実際に会社に出勤していないことを確認させていただきます。※詳細は「保険金をお支払いできない主な場合」もあわせてご覧ください。
Question 3	いつまで保険金を受取れますか？
Answer	最長65才に達した日（65才の誕生日の前日）または3年間のいずれか長い期間まで受取ることができます。ただし、次のいずれかに該当した時点でを限度とします。 ・就業障害が残らず復職した時 ・就業障害が残ったまま一部復職し、所得が就業障害発生直前の所得の80%以上になった時 ・死亡したとき（死亡保険金はありません。）
Question 4	精神障害でも保険金を受取れますか？
Answer	はい。当プラン（団体長期障害所得補償保険）にセットされる精神障害補償特約の対象となる精神障害については、免責期間終了後、24か月を限度に保険金をお受取りいただけます。
Question 5	退職しても保険金を受取れますか？
Answer	はい。退職しても在職中に被った傷病が原因で就業障害が継続し、保険金支払条件を満たす限り保険金をお受取りいただけます。
Question 6	保険期間途中での中途加入や脱退はできますか？
Answer	はい、できます。詳しくはご照会ください。

Question 7	一部復職とはどのような状態ですか？また、その場合、保険金はどれだけ受取れますか？
Answer	一部復職とは、業務に復帰できたが依然として就業障害が残り、身体障害発生直前に従事していた業務に完全には従事できない状態をいいます。この場合、就業障害発生直前の所得から20%を超えた所得喪失がある場合、その所得喪失率に応じて保険金をお受取りいただけます。
Question 8	ケガや病気で働けなくなった場合、どうすればいいですか？
Answer	就業障害が開始した日からその日を含めて30日以内にケガまたは病気の状況等を、引受保険会社所定の書面で取扱代理店または引受保険会社にご通知ください。ご連絡が遅れた場合、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。
Question 9	妊娠に伴う身体障害補償特約とはどのような特約ですか？
Answer	女性にセットされている特約で、妊娠・出産・早産・または流産によって発生した身体障害による就業障害について保険金をお支払いします。ただし通常の出産等は該当しません。
Question 10	払込保険料は税金控除の対象となりますか？
Answer	はい。介護医療保険料控除の対象となります。他の介護医療保険料と合算して所得税については年間最高40,000円が、住民税については年間最高28,000円が所得金額から控除されます。なお、この取扱いは、2022年12月現在のものであり今後の税制改正によって変わることがあります。
Question 11	保険金に税金はかかりますか？
Answer	いいえ、全額非課税です。なお、この取扱いは2022年12月現在のものであり今後の税制改正によって変わることがあります。

重要事項のご説明	契約概要のご説明(団体長期障害所得補償保険)	2023年4月
<p>■ご加入に際して保険商品の内容をご理解いただくための事項をこの「契約概要のご説明」に記載しています。加入前に必ずお読みになり、お申込みくださいますようお願いいたします。</p> <p>■この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細はパンフレット、ご契約のしおり（普通保険約款・特約（注）、保険証券および協定事項明細書（協定書）（以下「協定書」といいます）などをご確認ください。また、ご不明な点につきましては、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。（注）ご契約のしおり（普通保険約款・特約）、保険証券および協定書は保険契約者に交付されます。</p> <p>■申込人と被保険者（補償の対象となる方）が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容をお伝えくださいますようお願いいたします。</p>		

この書面における主な用語について説明します。

危険	身体障害の発生の可能性をいいます。
協定書	保険契約締結の際、引受保険会社と保険契約者間で協議のうえ保険契約の内容を定める書類をいいます。
最高保険金支払月額	1被保険者について、1か月あたりの保険金支払の最高限度となる協定書に記載された金額をいいます。
支払基礎所得額	保険金の算出の基礎となる協定書に記載された所得の額をいいます。
就業障害	身体障害を被り、就業に支障が発生している特約または協定書に記載された状態をいいます。なお、死亡した後は就業障害とはいいません。
所得	業務に従事することによって得られる給与所得、事業所得または雑所得に係る総収入金額から、就業障害となることにより支出を免れる金額を控除したものをいいます。ただし、就業障害の発生にかかわらず得られる収入は所得に含みません。
身体障害	傷害（「ケガ」といいます）または疾病（「病氣」といいます）をいいます。また、ケガにはケガの原因となった事故を含みます。
てん補期間	引受保険会社が保険金をお支払いする限度とする期間で免責期間終了日の翌日からその日を含めて協定書に記載された期間をいいます。
免責期間	保険金をお支払いできない協定書に記載された就業障害が継続する期間をいいます。
平均月間所得額	就業障害が開始した日の属する月の直前12か月における被保険者の所得の平均月間額をいいます。ただし、就業規則等に基づく出産・育児または介護を目的とした休業を取得していたことにより所得が減少していた場合等は、客観的かつ合理的な方法により計算します。
約定給付率	保険金の算出の基礎となる協定書に記載された率をいいます。

1 商品の仕組み

(1) 商品の仕組み

団体長期障害所得補償保険は、身体障害による就業障害時の損失を補償する保険です。

※基本となる補償部分を解約し、補償が終了した場合等は、その契約にセットされた特約の補償も終了します。

(2) 被保険者の範囲

基本となる補償部分の被保険者は、会社員の方など、働いて収入（所得）を得ている方で、事前に保険契約者と協定した範囲の方のうち、始期日時点における年齢が満15才から満64才までの方となります。詳細は保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

2 基本となる補償、支払基礎所得額および保険金額の設定等

(1) 保険金をお支払いする場合

主なものを記載しています。詳細はパンフレット等の該当箇所、ご契約のしおり（普通保険約款・特約）および協定書をご確認ください。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合
基本となる補償の保険金	身体障害を被り、その直接の結果として保険期間中に就業障害が開始した場合に、てん補期間中の就業障害である期間1か月について、支払基礎所得額を基に協定書に記載の方法により算出した額を保険金としてお支払いします。ただし、てん補期間中の就業障害である期間1か月について、被保険者1名につき最高保険金支払月額を限度とします。 ※てん補期間中における就業障害である期間が1か月に満たない場合または1か月未満の日数がある場合、その日数については1か月を30日とした日割計算により保険金の額を決定します。

※保険金支払対象外の身体障害の影響などにより、保険金を支払うべき身体障害の程度が大きくなった場合は、その影響がなかった場合に相当する金額をお支払いします。

(2) 保険金をお支払いできない主な場合

主なものを記載しています。詳細はパンフレット等の該当箇所、ご契約のしおり（普通保険約款・特約）および協定書をご確認ください。

保険金の種類	保険金をお支払いできない主な場合
基本となる補償の保険金	①保険期間開始時（注1）より前に就業障害の原因となった身体障害を被っていた場合（注2）は保険金をお支払いできません。ただし、協定書に別の定めがある場合を除きます。 ②次のいずれかによって被った身体障害による就業障害に対しては保険金をお支払いできません。 ・保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ・闘争行為、自殺行為または犯罪行為 ・治療を目的として医師が使用した場合以外における被保険者の麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用 ・むちうち症、腰痛等で医学的他覚所見のないもの（注3） ・自動車等の無資格運転中、酒気帯び運転中のケガ ・発熱等の他覚的症候のない感染 ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ③健康状態告知の回答内容等により補償対象外とする病氣等（保険証券に記載されます）による就業障害は保険金をお支払いできません。

(注1) 継続契約の場合は、継続されてきた最初の保険期間開始時となります。

(注2) この取扱いは、「ご契約時に正しく告知して契約した場合」または「ご契約時に自覚症状がない身体障害であってもそれが保険期間開始時

(注3) よりも前に被ったものである場合」にも適用されますのでご注意ください。

(注3) 被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、レントゲン検査、脳波所見、神経学的検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。

(3) セットできる主な特約とその概要
ご希望によりセットできる主な特約の詳細については、パンフレット等の該当箇所、ご契約のしおり（普通保険約款・特約）および協定書をご確認ください。

(4) 保険期間
お客様の保険期間については、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

(5) 支払基礎所得額および保険金額の設定
支払基礎所得額は、被保険者の加入する公的保険制度（健康保険法等の法律に基づく保険制度をいいます）による給付内容を勘案し、次のとおり設定してください。なお、支払基礎所得額に約定給付率を乗じた額が平均月間所得額を超える場合には、その上回る部分については保険金をお支払いできませんのでご注意ください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ（<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>）等をご確認ください。

定額型の場合	所得の平均月間額に対して次の範囲内となるよう設定してください。 ・健康保険、共済保険の加入者（給与所得者など）：40%
--------	--

3 保険料の決定の仕組みと払込方法等

(1) 保険料の決定の仕組み
保険料は、支払基礎所得額、保険金額、年齢、性別、免責期間、てん補期間等によって決まります。お客様の保険料については、パンフレット、加入申込票等をご確認ください。

(2) 保険料の払込方法
お客様の保険料の払込方法等については、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

4 満期返れい金・契約者配当金

この保険には満期返れい金・契約者配当金はありません。

5 解約と解約返れい金

ご契約を解約する場合は、保険契約者を通じ、取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。なお、解約に際しては、契約時の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還する場合があります。詳細は保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。

重要事項のご説明	注意喚起情報のご説明(団体長期障害所得補償保険)	2023年4月
<p>■ご加入に際して申込人・被保険者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください。事項をこの「注意喚起情報のご説明」に記載しています。加入前に必ずお読みになり、お申込みくださいますようお願いいたします。</p> <p>■この書面は、ご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳細はパンフレット、ご契約のしおり（普通保険約款・特約）（注）、保険証券または協定事項細書（協定書）（以下「協定書」といいます）などをご確認ください。また、ご不明な点につきましては、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。</p> <p>(注) ご契約のしおり（普通保険約款・特約）、保険証券および協定書は保険契約者に交付されます。</p> <p>■申込人と被保険者（補償の対象となる方）が異なる場合は、被保険者の方にもこの書面の内容をお伝えくださいますようお願いいたします。この書面における主な用語は「契約概要のご説明」に記載していますのでご確認ください。</p>		

1 告知義務（ご加入時にお申出いただく事項）

(1) 申込人または被保険者になる方には、ご加入時に危険に関する重要な事項として引受保険会社が告知を求めた項目（加入申込票上の「※」印の項目（告知事項））について、事実を正確に告知する義務（告知義務）があります。

(2) 故意または重大な過失によって、告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合、ご契約を解除することや保険金をお支払いできないことがあります（次の③に該当した場合は、ご契約を解除することがあります）ので、今一度、告知内容をご確認ください。

告知事項	①被保険者の生年月日、年齢、性別 ②被保険者の健康状態告知（注1）（注2）（注3） ③同じ被保険者について身体障害による就業障害に対して保険金が支払われる他の保険契約等（注4）の有無
------	---

(注1) 健康状態告知は、質問事項をよくお読みになったうえ、回答を「回答欄」に正しくご記入ください。その際、必ず被保険者ご自身が回答内容について事実と相違ないことを確認のうえ、ご署名ください。また、回答内容により、契約をお引受けできない場合や、特別な条件付きでお引受けする場合がありますので、あらかじめご了承ください。

(注2) 継続契約については、補償内容が拡大しない契約内容で継続する場合は告知事項とはなりません。

(注3) 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失により、回答がなかった場合や回答内容が事実と異なっている場合には、保険期間の開始時（*）から1年以内であれば、ご契約を解除することがあります。また、保険期間の開始時（*）から1年を経過していても、回答がなかった事実または回答内容と異なる事実に基づく保険金支払事由が、保険期間の開始時（*）から1年以内に発生していた場合には、ご契約を解除することがあります。（*）継続契約の場合は、継続されてきた最初の保険期間の開始時となります。

(注4) 所得補償保険、団体長期障害所得補償保険等を行い、いずれも団体契約、生命保険、共済契約を含みます。

2 クーリングオフ説明書（ご契約のお申込みの撤回等）

この保険は、ご契約のお申込みの撤回または解除（クーリングオフ）はできません。ご契約内容をお確かめのうえ、お申込みください。

3 複数のご契約があるお客様へ

被保険者またはそのご家族が加入されている他の保険契約等（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約または共済契約を含みます）により、既に被保険者について同種の補償がある場合、補償が重複し、保険料が無駄になることがあります。

補償が重複すると、補償の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。

補償内容の差異や保険金額等を確認し、加入の要否を判断のうえ、ご加入ください。

※1 複数あるご契約のうち、これらの補償が1つのご契約のみでセットされている場合、契約を解約したとき等は、補償がなくなることがありますのでご注意ください。

※2 補償が重複する可能性のある主な補償は、別紙「お支払いする保険金のご説明」をご確認ください。

4 現在のご契約の解約・減額を前提とした新たなご契約

(1) 現在のご契約について解約、減額などをする場合の不利益事項
多くの場合、現在のご契約の解約返れい金は払込み保険料の合計額よりも少ない金額となります。

(2) 新たな契約（団体長期障害所得補償保険）の申込みをする場合のご注意事項
①被保険者の健康状態などにより、新たな契約をお引受けできない場合があります。
②新たな契約の保険期間の開始日より前に就業障害の原因となった身体障害を被っていた場合、保険金をお支払いできないことがあります。
③新たな契約の始期日における被保険者の年齢により計算した保険料（注）を適用し、新たな契約の普通保険約款・特約を適用します。そのため、新たな契約の商品内容が、現在のご契約と異なることがあります。
(注) 保険料の改定により、同じ年齢でも保険料が異なることがあります。

5 通知義務等（ご加入後にご連絡いただく事項）

ご加入後、次の事項が発生した場合には、ご契約内容の変更等が必要となります。遅滞なく取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。

①ご契約時に支払基礎所得額に約定給付率を乗じた額を保険契約締結直前12か月における被保険者の所得の平均月間額より高く設定していたことが判明した場合
②ご契約後に被保険者の所得の平均月間額が著しく減少した場合

6 補償の開始・終了時期

(1) 補償の開始：始期日の午後4時（保険申込書に異なる時刻が記載されている場合はその時刻）に始まります。
(2) 補償の終了：満期日の午後4時に終わります。

7 保険金をお支払いできない主な場合

「契約概要のご説明」**2基本となる補償、支払基礎所得額および保険金額の設定等**（2）保険金をお支払いできない主な場合をご確認ください。

8 解約と解約返れい金

ご契約を解約する場合は、保険契約者を通じ、取扱代理店または引受保険会社までお申し出ください。
(1) 解約の条件によって、解約日から満期日までの期間等に応じて、解約返れい金を返還します。ただし、解約返れい金は原則として未経過期間分より少なくなります。
(2) 始期日から解約日までの期間に応じて払い込むべき保険料の払込状況により、追加の保険料を請求する場合があります。追加で請求したにも関わらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。

9 被保険者からの解約

被保険者が保険契約者以外の方の場合、保険契約者との間に別段の合意があるときを除き、被保険者は保険契約者に対しこの保険契約の解約を求めることができます。この場合、保険契約者は、引受保険会社に対する通知をもって、その保険契約を解約しなければなりません。※解約する範囲はその被保険者にかかっている部分に限ります。

10 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、当社も加入しています。この保険は「損害保険契約者保護機構」の補償対象であり、経営破綻した場合の保険金、解約返れい金等は90%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故による保険金は100%補償されます。

11 個人情報の取扱いについて

本保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申込みください。

【個人情報の取扱いについて】
本保険契約に関する個人情報は、引受保険会社が保険引受の審査、本保険契約の履行のために利用するほか、引受保険会社および引受保険会社グループ会社（海外にあるものを含む）が他の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。また、上記の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、一般社団法人日本損害保険協会、他の損害保険会社、再保険会社等（いずれも海外にあるものを含む）に提供することがあります。ただし、保健医療等の特別な非公開情報（センシティブ情報）については、保険業法施行規則（第53条の10）により、利用目的が限定されています。 詳細については、 あいおいニッセイ同和損害保険（株）のホームページ （ https://www.aioinissaydowa.co.jp/ ）をご覧ください。

<その他ご注意くださいこと>

■**ご契約内容および事故報告内容の確認について**
事故について保険金のお支払いが迅速かつ確実に行われるよう同一事故にかかるご契約の状況や保険金請求の状況等について、損害保険会社等間で確認をさせていただく場合がありますのであらかじめご了承ください。

■**無効・取消し・失効について**
(1) 保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって契約を締結した場合、この保険契約は無効となり、既に払い込んだ保険料は返還できません。
(2) 保険契約者、被保険者または保険金受取人の詐欺または強迫によって契約を締結した場合は、この保険契約は無効となる場合があります。この場合、既に払い込んだ保険料は返還できません。
(3) 次のいずれかの場合は、この保険契約は無効となります。この場合、普通保険約款・特約に定める規定により保険料を返還または請求します。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問合わせください。
①被保険者が死亡した場合
②身体障害以外の原因で業務に従事できなくなった場合

■**重大事由による解除**
次のいずれかに該当する事由がある場合には、ご契約および特約を解除することがあります。この場合には、全部または一部の保険金をお支払いできません。

- （1） 保険契約者、被保険者、保険金受取人が、保険金を支払わせることを目的として身体障害等が発生させた場合
- （2） 保険契約者または被保険者が、暴力団関係者その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合
- （3） 被保険者または保険金受取人が保険金の請求について詐欺を行った場合

など

■税法上の取扱（2022年12月現在）

保険料負担者が個人の場合、払い込んだ保険料のうち、ご契約内容により所定の金額について、税法上の生命保険料控除の対象となります。
※上記「税法上の取扱」は、今後の税制改正により変更となる場合がありますので、ご注意ください。

■請求権等の代位について

保険金について、損失が発生したことにより被保険者が損害賠償請求権その他の債権（注）を取得した場合において、引受保険会社はその損失に対して保険金をお支払いしたときは、その債権は引受保険会社に移転します。ただし、移転するのは、次の額を限度とします。

- （1） 引受保険会社が損失の額の全額を保険金としてお支払いした場合：被保険者が取得した債権の全額
- （2） 上記（1）以外の場合：被保険者が取得した債権の額から、保険金をお支払いしていない損失の額を差し引いた額

（注）共同不法行為等の場合における連帯債務者相互間の求償権を含みます。
※保険金のお支払いの前に、被保険者が第三者から損害賠償を受け、その損害賠償に保険金に相当する額が含まれている場合は、引受保険会社はその額を差し引いた損失の額に対して保険金をお支払いします。

■事故が起こった場合

1 事故が起こった場合

- （1） 事故が起こった場合には、30日以内に取扱代理店または引受保険会社までご連絡ください。ご連絡がない場合、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがあります。
- （2） 他の保険契約等がある場合には、事故のご連絡の際にお申し出ください。
- （3） 補償が重複する他の保険契約等がある場合、発生した損失に対して既に支払われた保険金の有無によって、引受保険会社がお支払いする保険金の額が異なります。詳細はご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご確認ください。

<引受保険会社がお支払いする保険金の額>（注1）

- ①他の保険契約等から保険金または共済金支払われない場合は、この保険契約の就業障害である期間1か月あたりの支払責任額（注2）をお支払いします。
- ②他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、平均月間所得額に所得喪失率を乗じた額から、他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額を差し引いた額をお支払いします。ただし、この保険契約の就業障害である期間1か月あたりの支払責任額（注2）を限度とします。

（注1） お支払いする保険金の額や他の保険契約等の保険金の支払条件によっては、上記と異なる場合があります。詳細はご契約のしおり（普通保険約款・特約）をご確認ください。

（注2） 他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。

2 保険金の支払請求時に必要となる書類等

被保険者または保険金受取人は、<別表「保険金請求書類」>のうち引受保険会社が求める書類を提出する必要があります。なお、必要に応じて<別表「保険金請求書類」>以外の書類のご提出をお願いする場合がありますので、ご了承ください。

3 保険金のお支払時期

引受保険会社は被保険者または保険金受取人より保険金請求書類の提出受領後その日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要となる事項の確認を終えて、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査が必要な場合には、引受保険会社は普通保険約款・特約に定める期日までに保険金をお支払いします。詳細は取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

4 保険金の代理請求

被保険者に保険金を請求できない次のような事情がある場合に、下記【被保険者の代理人となりうる方】が被保険者の代理人として保険金を請求することができる制度（「代理請求制度」といいます）があります（被保険者に法定代理人がいる場合や第三者に保険金の請求を委任している場合は、この制度は利用できません）。

- 保険金等のご請求を行う意思表示が困難であると引受保険会社が認めた場合
- 引受保険会社が認める傷病名等の告知を受けていない場合 など

【被保険者の代理人となりうる方】

- ①被保険者と同居または生計を共にする配偶者（注）
- ②上記①の方がいない場合や、上記①の方が保険金を請求できない事情がある場合には、被保険者と同居または生計を共にする3親等内の親族
- ③上記①および②の方がいない場合や、上記①および②の方が保険金を請求できない事情がある場合には、上記①以外の配偶者（注）または上記②以外の3親等内の親族

（注）法律上の配偶者に限ります。

万一、被保険者が保険金を請求できない場合に備えて、上記に該当する方々にご契約の存在や代理請求制度の概要等をお知らせくださるようお願いいたします。被保険者の代理人からの保険金の請求に対して引受保険会社が保険金をお支払いした後に、重複して保険金の請求を受けたとしても、引受保険会社は保険金をお支払いできません。

5 保険金請求権の時効

保険金請求権については時効（3年）がありますのでご注意ください。保険金請求権が発生する時期等、詳細はご契約のしおり（普通保険約款・特約）および協定書をご確認ください。

<別表「保険金請求書類」>

(1)	保険金請求書（個人情報取扱に関する同意を含みます）		
(2)	引受保険会社の定める傷害（疾病・損害など）状況報告書 ※事故日時、発生場所、原因等を申告する書類をいいます。また、事故状況を確認するためにこの報告書の他、（4）に掲げる書類も必要な場合があります。		
(3)	保険金の請求権をもつことの確認書類 書類の例 ・ 印鑑証明書、資格証明書 ・ 戸籍謄本 ・ 委任状 ・ 未成年者用意書		など
(4)	所得に関する保険金を請求する場合に必要な書類		
	①	保険事故の発生を示す書類 書類の例 ・ 公的機関が発行する証明書（事故証明書など）	など
	②	保険金支払額の算出に必要な書類 書類の例 ・ 引受保険会社の定める診断書 ・ 所得確認書類（源泉徴収票、確定申告書、決算書など）	など
	③	その他の書類 書類の例 ・ 調査同意書（事故またはケガ・病気などの調査を行うために必要な同意書）	など

<ご加入いただく内容に関する確認事項（ご意向の確認）>

この保険商品およびご契約プランは、引受保険会社で把握したお客さま情報および意向に基づき提案させていただいております。加入申込票にご記入の内容が、最終的にお客さまのご意向に沿った内容であるか再度ご確認、ご了解のうえご加入ください。また、払い込む保険料が正しいものとなるよう保険料算出に関わる事項などについてもご確認ください。その結果、修正すべき点があった場合は、加入内容を訂正させていただきます。なお、ご不明な点などございましたら保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までご連絡くださいますようお願い申し上げます。

●今回お申込みのご契約についてご確認をお願いします。

1. 被保険者に関する「生年月日」「年令」「性別」について、すべて正しい内容となっていることをご確認ください。
2. 「他の保険契約等」について、正しい内容となっていることをご確認ください。
3. 下記項目について、お客さまのご意向どおりとなっていることをご確認ください。
 - ①補償の内容（お支払いする保険金、保険金をお支払いする場合、保険金をお支払いできない場合など）
 - ②支払基礎所得額・最高保険金支払月額・約定給付率・保険金額
 - ③被保険者の範囲（ご本人のみの補償）
- ※保険期間、保険料に関する事項および契約者配当金制度の有無については「契約概要のご説明」に記載のとおりのご設定であることをご確認ください。
4. 支払基礎所得額が平均所得額の範囲内で設定されていることをご確認ください。
 - ※支払基礎所得額の設定については「契約概要のご説明」②基本となる補償、支払基礎所得額および保険金額の設定等（5）支払基礎所得額および保険金額の設定をご確認ください。
5. 補償の重複する可能性のある他のご契約の有無をご確認いただき、ご契約の可否をご確認ください。

●現在ご加入のご契約（満期を迎えるご契約）にご不明な点がある場合には、保険契約者、取扱代理店または引受保険会社までお申し出ください。

お問い合わせ窓口

保険商品・契約内容に関するお問い合わせ	
【取扱代理店】	プリヂストンビジネスサービス株式会社（本社）
【電話番号】	03-6836-3563 ※おかけ間違いにご注意ください。

引受保険会社の連絡・相談・苦情窓口	
引受保険会社へのご相談・苦情がある場合	事故が起こった場合
<p>0120-101-060（無料）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●受付時間 平日9:00～17:00 ●土・日・祝日および年末年始は休業させていただきます。 ●ご加入の団体名（会社・官公庁・学校・組合・会等）をお知らせください。「加入者証」等をお持ちの場合、お手元にご用意ください。 ●一部のご用件は営業店等からのご対応となります。 	<p>滞りなくご契約の取扱代理店または下記にご連絡ください。</p> <p>あいおいニッセイ同和損保 あんしんサポートセンター 0120-985-024（無料）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●受付時間 24時間 365日 ●おかけ間違いにご注意ください。 ●IP電話からは0276-90-8852（有料）におかけください。

指定紛争解決機関	
引受保険会社との間で問題を解決できない場合	
引受保険会社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。引受保険会社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。	
一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター	
【ナビダイヤル(全国共通・通話料有料)】 0570-022-808	
<ul style="list-style-type: none"> ●受付時間[平日9:15～17:00(土・日・祝日および年末年始を除きます)] ●電話会社の通話料割引サービスや料金プランの無料通話は利用できません。 ●携帯電話からも利用できます。 ●電話リレーサービス、IP電話からは03-4332-5241におかけください。 	<ul style="list-style-type: none"> ●おかけ間違いにご注意ください。 ●詳細は、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。 (https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adri/index.html)

<引受保険会社>

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

お支払いする保険金のご説明【団体長期障害所得補償保険】

団体長期障害所得補償保険の普通保険約款、特約または協定事項細書（協定書）（以下、「協定書」といいます）の補償内容および保険金をお支払いできない主な場合をご説明します。詳しくは、ご契約のしおり（普通保険約款・特約）または協定書をご参照ください。
※ご契約のしおり（普通保険約款・特約）および協定書は保険契約者に交付されます。

1 普通保険約款の補償内容

<ご注意>

被保険者またはそのご家族が加入されている他の保険契約等（異なる保険種類の特約や引受保険会社以外の保険契約または共済契約を含みます）により、既に被保険者について同種の補償がある場合、補償が重複し、保険料が無駄になることがあります。

補償が重複すると、補償の対象となる事故について、どちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金がお支払いされない場合があります。

補償内容の差異や保険金額等を確認し、契約の要否を判断のうえ、ご加入ください。

※ 複数あるご契約のうち、これらの補償が1つのご契約のみにセットされている場合、契約を解約したとき等は、補償がなくなることがありますのでご注意ください。

- 被保険者（補償の対象となる方）が身体障害を被り、その直接の結果として保険期間中に就業障害が開始した場合に限り、てん補期間中の就業障害である期間に対して、保険金の算出の基礎となる支払基礎所得額を基に普通保険約款、協定書記載の方法により算出した額を保険金としてお支払いします。
- 被保険者は協定書に規定された方となります。
- 保険金支払対象外の身体障害の影響などにより、保険金を支払うべき身体障害の程度が大きくなった場合は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。

保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
身体障害により、就業障害となった場合	<p>てん補期間中の就業障害である期間1か月につき、次の額をお支払いします。</p> $\text{支払基礎所得額} \times \text{所得喪失率} \times \text{約定給付率 (100\%)}$ <p>※ ステップ定額型の場合、支払基礎所得額は、協定書に定められた期間ごとの額となります。</p> <p>※ お支払いする保険金の額は、てん補期間中の就業障害である期間1か月について、協定書に定める最高保険金支払月額を限度とします。</p> <p>※ 協定書に定めるてん補期間を限度とします。</p> <p>※ 支払基礎所得額に約定給付率を乗じた額が平均月間所得額を超える場合は、平均月間所得額を約定給付率で割った額を支払基礎所得額とします。</p> <p>※ てん補期間中における就業障害である期間が1か月に満たない場合または1か月未満の端日数が生じた場合は、1か月を30日とした日割計算により保険金の額を決定します。</p> <p>※ 同一の身体障害により、免責期間を超える就業障害が終了した日からその日を含めて6か月以内に再び就業障害となった場合は、前の就業障害と同一の就業障害として取り扱います。</p> <p>※ 保険金または共済金が支払われる他の保険契約等がある場合において、それぞれの保険契約または共済契約の支払責任額（※）の合計額が、平均月間所得額に所得喪失率を乗じた額を超えるときは、下記の額を就業障害である期間1か月あたりの保険金としてお支払いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合は、この保険契約の就業障害である期間1か月あたりの支払責任額（※） 他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合は、平均月間所得額に所得喪失率を乗じた額から、他の保険契約等から支払われた就業障害である期間1か月あたりの保険金または共済金の合計額を差し引いた残額。ただし、この保険契約の就業障害である期間1か月あたりの支払責任額（※）を限度とします。 <p>（※）他の保険契約等がないものとして算出した支払うべき保険金または共済金の額をいいます。</p>	<ol style="list-style-type: none"> 新規加入日から12か月以内に就業障害になった場合、就業障害の原因となった身体障害について、新規加入日前12か月以内に、医師等の治療、診察、診断を受けたとき、治療のために服薬していたとき、または、通常は医師に診察を受けるような症状が現れていたときは、保険金をお支払いできません。 次のいずれかの就業障害に対しては、保険金をお支払いできません。 <ol style="list-style-type: none"> ① 保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失によって被った身体障害による就業障害 ② 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって被った身体障害による就業障害 ③ 治療を目的として医師が使用した場合以外における被保険者の麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用によって被った身体障害による就業障害 ④ 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事または暴動によって被った身体障害による就業障害※1 ⑤ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波によって被った身体障害による就業障害※2 ⑥ 核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性によって被った身体障害による就業障害 ⑦ 上記⑥以外の放射線照射または放射能汚染によって被った身体障害による就業障害 ⑧ わらうち症または腰痛等で医学的他覚所見のないものによる就業障害※3 ⑨ 被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故によって被ったケガによる就業障害 ア、法令に定められた運転資格を持たないで自動車または原動機付自転車を運転している間 イ、道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車または原動機付自転車を運転している間 ⑩ 被保険者が被った精神障害を原因として発生した就業障害※4 ⑪ 被保険者の妊娠、出産、早産または流産によって被った身体障害による就業障害※5 ⑫ 発熱等の他覚的徴候のない感染による就業障害※6※7 など 健康に関する告知の回答内容等により補償対象外とする病気等（保険証券等に記載されます。）による就業障害に対しては、保険金をお支払いできません。 <p>※1 テロ行為によって発生した身体障害に関しては、自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。</p> <p>※2 「天災危険補償特約」がセットされた場合、保険金お支払いの対象となります。</p> <p>※3 被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、レントゲン検査、脳波所見、神経学的検査、眼科・耳鼻科</p>

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
		<p>検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。</p> <p>※4 「精神障害補償特約」がセットされた場合、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目（※）中の次の分類番号に該当する精神障害（統合失調症、躁（そ）病、うつ病等）を原因として発生した就業障害は保険金のお支払い対象となります。</p> <p>(1) F04～F09 (2) F20～F51 (3) F53～F54 (4) F59～F63 (5) F68～F69 (6) F84～F89 (7) F91～F92 (8) F95 (9) F99</p> <p>（※）分類項目の内容については厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 1CD-10(2003年度版)準拠」によります。</p> <p>※5 「妊娠に伴う身体障害補償特約」がセットされた場合、保険金のお支払い対象となります。</p> <p>（※）女性の被保険者にはのみセット可能です。</p> <p>※6 病原体が生体内に侵入し、定着、増殖することをいいます。</p> <p>※7 「医療従事者等特約」がセットされた場合、医療従事者等である被保険者が業務上の事故によりH1Vに感染したことによる就業障害は保険金のお支払い対象となります。ただし、次の感染による就業障害に対しては、保険金をお支払いできません。</p> <p>(1) 保険責任開始前に陽転化していた感染 (2) ワクチンの投与または予防接種を受けたことにより陽転化した感染</p>

<用語の説明>

【回復所得額】とは

免責期間開始以降に業務に復帰して得た所得の額をいいます。ただし、免責期間開始時点と比べて物価の変動があった場合には、物価の変動による影響がなかったものとして算出します。

【最高保険金支払月額】とは

1 被保険者について、1か月あたりの保険金支払の最高限度となる協定書に記載された金額をいいます。

【支払基礎所得額】とは

保険金の算出の基礎となる額をいい、 $\text{1口あたり保険金額} \times \text{加入口数}$ によって算出した額となります。

【所得】とは

業務に従事することによって得られる給与所得、事業所得または雑所得に係る総収入金額から、就業障害となることにより支出を免れる金額を差し引いたものをいいます。ただし、就業障害の発生にかかわらず得られる収入は所得に含みません。

【所得喪失率】とは

次の算式によって算出された割合をいいます。

$$\text{割合} = 1 - \frac{\text{免責期間終了日の翌日から起算した各月における回復所得額}}{\text{免責期間が開始する直前の、上記期間に対応する各月における所得の額}}$$

ただし、所得の額につき給与体系の著しい変動その他の特殊な事情の影響があった場合、または身体障害の程度や収入の状況の勘案が必要な場合は、所得喪失率の算出につき公正な調整を行うものとします。

【就業障害】とは

被保険者が身体障害を被り、その直接の結果として就業に支障が発生している協定書に記載された状態をいいます。てん補期間開始後においては、身体障害により、被保険者が身体障害発生直前に従事していた業務に全く従事できないか、または一部従事することができず、かつ所得喪失率が20%超であることをいいます。

免責期間中においては、被保険者の経験・能力に応じたいかなる業務にも従事できない状態をいいます。

なお、被保険者が被った後は、いかなる場合でも就業障害とはいいません。「就業障害定義緩和（三大疾病特約）」がセットされた場合は、被保険者が身体障害を被り、その直接の結果として就業に支障が発生している協定書に記載された状態をいいます。

てん補期間開始後においては、身体障害により、被保険者が身体障害発生直前に従事していた業務に全く従事できないか、または一部従事することができず、かつ所得喪失率が20%超であることをいいます。

免責期間中においては、被保険者の経験・能力に応じたいかなる業務にも従事できない状態をいいます。ただし三大疾病*を被った場合は、身体障害発生直前に従事していた業務に全く従事できないか、または一部従事することができない状態をいいます。

なお、被保険者が死した後は、いかなる場合でも就業障害とはいいません。

*三大疾病とは、がん、急性心筋梗塞および脳卒中をいいます。

【身体障害】とは

傷害（「ケガ」といいます）および疾病（「病気」といいます）をいいます。また、ケガにはケガの原因となった事故を含みます。

【他の保険契約等】とは

この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

【てん補期間】とは

引受保険会社が保険金をお支払いする限度とする期間で、免責期間終了日の翌日からその日を含めて協定書に記載された期間をいいます。「精神障害補償特約」がセットされた場合、この特約による保険金のお支払いは、基本契約のてん補期間にかかわらず、免責期間終了日の翌日から起算してパンフレット記載の期間が限度です。ただし、基本契約のてん補期間を超えないものとします。

【免責期間】とは

保険金をお支払いできない協定書に記載された就業障害が継続する期間をいいます。

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

免責期間開始後に一時的に復職し、その後再度就業障害者となった場合には、免責期間に応じて定められた日数を限度として復職日数および免責期間を加えた期間を通算して1免責期間とします。

「就業障害定義緩和（三大疾病）特約」がセットされた場合、三大疾病*を被ったときは、【就業障害】に一致する状態の場合、一時的復職日数を通算して免責期間をカウントします。

*三大疾病とは、がん、急性心筋梗塞および脳卒中をいいます。

「妊娠に伴う身体障害補償特約」がセットされた場合、この特約の免責期間は設定されている免責期間または90日のいずれか長い方の期間とします。

【平均月間所得額】とは
被保険者の就業障害が開始した日の属する月の直前12か月について、以下のとおり計算した額をいいます。ただし、就業規則等に基づく出産・育児または介護を目的とした休業を取得していたことにより所得が減少していた場合等は、客観的かつ合理的な方法により計算します。

平均月間所得額 = $\frac{(\text{年間収入総額}①) - (\text{働けなくなったことにより支出を免れる金額}②)}{12(\text{か月})}$

※1 給与所得、事業所得または原稿料等の雑所得に係る税引前の収入で、利子所得、配当所得、不動産所得等は含みません。就労の有無にかかわらず得られる役員報酬等がある場合にはこれも含みません。

※2 被保険者が事業所得者の場合は、その事業に要する経費のうち、接待交際費・旅費交通費などをいいます。

【約定給付率】とは
保険金の算出の基礎となる協定書に記載された率をいいます。

2 補償条件に関する主な特約

普通保険約款の補償条件を拡大または制限する特約のうち主なものは下表のとおりです。

特約名	概 要
業務上の身体障害のみ補償特約	業務上の身体障害による就業障害についてのみ保険金をお支払いする特約です。
業務上の身体障害対象外特約	業務上の身体障害による就業障害については保険金お支払いの対象外とする特約です。
就業障害定義緩和（三大疾病）特約	被保険者が三大疾病（がん、急性心筋梗塞および脳卒中）を被った場合、免責期間中の就業障害の定義を、「業務に全く従事できないこと」から、「業務に全く従事できないまたは業務に一部従事できないこと」に緩和する特約です。

※「業務上の身体障害」とは、業務上の事由または運動により被ったケガまたは業務上の病気（※）による身体障害をいいます。
（※）業務上の事由により被った病気であって、労働者災害補償保険法等に定める保険給付または補償の支給決定が行われたものをいいます。

3 親介護一時金支払特約の補償内容

1. 被保険者が要介護状態となった場合に保険金をお支払いします。

※要介護状態とは、被保険者が次のいずれかに該当する状態をいいます。

①公的介護保険制度の第1号被保険者（※1）である場合	公的介護保険制度に基づく要介護状態区分が「3」以上（※3）の状態
②公的介護保険制度の第2号被保険者（※2）である場合	公的介護保険制度に基づく要介護状態区分が「3」以上（※3）の状態。ただし、介護が必要な状態となった原因が、公的介護保険制度の要介護認定等の対象となる特定疾病（※4）に該当しない場合は、寝たきりにより介護が必要な状態または認知症により介護が必要な状態とします。
③公的介護保険制度の被保険者でない場合	寝たきりにより介護が必要な状態または認知症により介護が必要な状態

（※1）介護保険法第9条第1号に規定する65才以上の方をいいます。

（※2）介護保険法第9条第2号に規定する40才以上65才未満の方をいいます。

（※3）「要介護3以上から要介護2以上への補償範囲拡大に関する特約（介護一時金支払特約用）」をセットした場合は、要介護状態区分「2」以上となります。

（※4）介護保険法第7条第3項第2号に定める特定疾病をいい、平成29年4月現在では、次の病気をいいます。

がん（医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したもの）、関節リウマチ、筋萎縮性側索硬化症、後縦靭帯骨化症、骨折を伴う骨粗鬆症、初老期における認知症（脳血管疾患、アルツハイマー病その他の要因に基づく脳の器質的な変化により日常生活に支障が生じる程度にまで記憶機能およびその他の認知機能が低下した状態をいいます）、進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病、脊髄小脳変性症、脊柱管狭窄症、早老症、多系統萎縮症、糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症、糖尿病性網膜症、脳血管疾患、閉塞性動脈硬化症、慢性閉塞性肺疾患、両側の股関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

2. 親介護一時金支払特約の被保険者は、その特約の被保険者として保険証券に記載された方となります。

（注）保険金支払対象外となる事由の影響などによって、要介護状態の程度が大きくなった場合は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
介護一時金	被保険者が要介護状態となり、その要介護状態が要介護状態開始日からその日を含めて保険証券に記載されたフランチイズ期間を超えて継続した場合 ※ 要介護状態開始日とは、次のいずれか早い日をいいます。 ①被保険者が要介護状態であることを医師が診断した日 ②被保険者に対し、公的介護保険制度の要介護認定等（要介護状態区分「3」以上（※））の効力が生じた日 （※）「要介護3以上から要介護2以上への補償範囲拡大に関する特約（介護一時金支払特約用）」をセットした場合は、要介護状態区分「2」以上となります。	介護一時金額（※）の全額 （※）保険証券等に「親介護一時金」として記載されている金額をいいます。 ※ 介護一時金をお支払いした場合、その被保険者についてこの特約は失効します。	(1) 保険期間の開始時（継続契約の場合は継続されてきた最初の保険期間の開始時）より前に要介護状態の原因となる事由が発生していた場合は、保険金をお支払いできません。 ※1 (2) 次のいずれかによって発生した要介護状態に対しては保険金をお支払いできません。 ① 保険契約者、被保険者または保険金受取人の故意または重大な過失 ② 被保険者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為 ③ 戦争、外国の武力行使、革命、内乱等の事変、暴動 ※2 ④ 地震もしくは噴火またはこれらによる津波 ⑤ 核燃料物質などの放射性・爆発性・有害な特性による事故 ⑥ 上記⑤以外の放射線照射または放射能汚染 ⑦ むちうち症または腰痛等で医学的他覚所見のないもの ※3 ⑧ 治療を目的として医師が使用した場合以外における被保険者の麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の額	保険金をお支払いできない主な場合
			⑥ 治療を目的として医師が薬物を使用した場合以外における被保険者のアルコール依存、薬物依存または薬物乱用 ⑦ 被保険者が次のいずれかに該当する間に発生した事故 ア、法令に定められた運転資格を持たないで自動車または原動機付自転車を運転している間 イ、道路交通法第65条第1項に定める酒気を帯びた状態で自動車または原動機付自転車を運転している間 (3) 被保険者が治療を怠ったことまたは保険契約者もしくは被保険金受取人が治療をさせなかったことにより、要介護状態となった場合や要介護状態が保険証券に記載されたフランチイズ期間を超えて継続した場合は、保険金をお支払いできません。 など ※1 被保険者が要介護状態の原因となる事由が発生した時が、その要介護状態の要介護状態開始日から保険契約の継続する期間を過ぎして365日以前である場合は、その要介護状態の原因となった事由は、保険期間の開始時以降に発生したものととして保険金お支払いの対象となります。 ※2 テロ行為によって発生した要介護状態に関しては自動セットの特約により保険金お支払いの対象となります。 ※3 被保険者が自覚症状を訴えている場合であっても、レントゲン検査、脳波所見、神経学的検査、眼科・耳鼻科検査等によりその根拠を客観的に証明することができないものをいいます。

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

「GLTD」をご契約のお客さまへ

加入者さま用

平成25年10月1日
以降保険始期用
(令和2年4月1日改定版)

「GLTD(Group Long Term Disability)」は団体長期障害所得補償保険の略称です。

あいおいニッセイ同和損保



団体長期障害所得補償保険サービスのご案内



就労支援トータルサービス

ご利用いただける方は、「GLTD」ご加入のお客さま(被保険者)となります。

! ご利用にあたっては、ご契約の団体名、被保険者(補償の対象となる方)のお名前他、サービスご利用番号が必要となります。
なお、フリーダイヤル、サービスご利用番号は、ご加入後に交付される加入者証または「団体長期障害所得補償保険サービスガイド」に記載されています。

メンタルご相談

※ご相談内容について勤務先にお知らせすることはありません。

ご利用日・ご利用時間

メンタル相談サポート

24時間 365日

会社には相談しづらい“こころの悩み”に看護師等の専門スタッフが電話でアドバイスをします。なお、ご希望により、臨床心理士等による電話相談もご利用いただけます(予約制:平日10~17時)。
(注)治療に関するご相談はお受けできません。

メンタルITサポート

24時間 365日

Webで提供する健康・介護チャンネル※でストレスのセルフチェックやメールによるメンタル相談等が可能です。 ※裏面をご参照ください。
メールによるご相談は精神科医等がお応えします。
(注1)治療に関するご相談はお受けできません。
(注2)メールでの回答は、通常3~4営業日程度要しますが、ご相談内容によってはそれ以上の日数を要する場合があります。

健康・医療・介護ご相談

ご利用日・ご利用時間

健康・医療・介護のご相談

24時間 365日

健康や医療に関するご相談、介護に関するお悩みに、看護師等の専門スタッフが電話でアドバイスします。

セルフ健康診断サポート

平日 10~17時
(土日祝日、12/29~1/5を除きます)
Webをご利用の場合:24時間365日

最寄りの人間ドック施設などを紹介します。電話またはWeb(健康・介護チャンネル※)でご利用いただけます。 ※裏面をご参照ください。
(注)各種検診・サービスの費用は、ご利用いただく方の自己負担になります。

病院情報のご提供

24時間 365日

全国約16万件のデータベースより、いつでもどこでもお探しの全国各地の病院等の情報をご提供します。
(注)このサービスは情報提供のみで、紹介状の発行等はいりません。

各種手続きご相談

ご利用日・ご利用時間

税務・フィナンシャルサポート

平日 10~17時
(土日祝日、12/29~1/5を除きます)

医療費控除など、日常生活の税務に関するさまざまなご相談に、税理士による電話相談をご利用いただけます(予約制)。
(注)一般的な質問については、専門スタッフがお応えする場合があります。

公的給付申請サポート

平日 10~17時
(土日祝日、12/29~1/5を除きます)

障害年金などの公的給付の申請について専門スタッフが電話でアドバイスします。

福祉情報のご提供

平日 10~17時
(土日祝日、12/29~1/5を除きます)

お住まいの地域の福祉情報を介護福祉士等の専門スタッフが電話でご案内します。

＜ご注意＞ 保険金請求にかかわる事故等のご相談は対象となりません。また、緊急の場合やご相談内容によってはサービスをご利用できない場合があります。サービス内容によりご利用日・ご利用時間が異なります。サービスは、保険期間終了後はご利用いただけません。サービスは、事前に知らせておくことな変更・中止・終了することがあります。

※サービスは、あいおいニッセイ同和損保が委託している提携サービス会社をご提供します。

提携サービス会社は、各種サービスのご利用にあたって取得した個人情報およびご相談に必要な情報を当社に開示することがあります。サービスの内容やご利用いただける場合等の詳細につきましては、裏面記載の「就労支援トータルサービスご利用規約(抜粋)」をご確認ください。

「健康・介護チャンネル」のご案内

Web(インターネット)による「健康・介護チャンネル」をご利用いただけます。

健康・介護チャンネルでは、従業員さまとご家族様に役立つ、健康・医療・介護に関するさまざまな情報をご提供しています。また、従業員さま向けの「メンタルITサポート」・「セルフ健康診断サポート」がご利用いただけます。

! URLおよびサービスご利用番号は、ご加入後に交付される加入者証または「団体長期障害所得補償保険サービスガイド」でご確認ください。

「メンタルITサポート」ご利用方法

①ストレスのセルフチェック等
・トップ画面下部にある「あなたの街の安心マップ」-「気になる症状・病気チェック」をご利用ください。

②メンタル相談

・トップ画面-「お悩み相談」こちらから-「メンタル相談フォームはこちら」

「セルフ健康診断サポート」ご利用方法

・トップ画面-「人間ドック実施医療機関検索」

就労支援トータルサービスご利用規約(抜粋)

第1条[規約の目的等]

- (1)この規約は、第2条[サービス提供対象契約]に定める当社の保険契約に対して日本国内で提供する「就労支援トータルサービス」(以下「サービス」といいます。)の事項を定めたものです。
- (2)利用対象者(第3条[利用対象者]に定める利用対象者をいいます。)(は、この規約を承認のうえ、サービスの提供を受けることができます。
- (3)このサービスは、当社が委託する、株式会社ライフケアパートナーズ、ダイヤル・サービス株式会社、アイエムエフ株式会社、MS&ADインテリクス総研株式会社(以下、提携サービス会社とします。)(が、この規約に従い提供します。
- (4)「ストレスチェックサポート」の利用については別に定めるVert Eye利用規約の諸条件も適用します。

第2条[サービス提供対象契約]

当社は、団体長期障害所得補償保険契約をサービス提供対象契約とします。ただし、共同保険非幹事契約は対象契約となりません。

第3条[利用対象者]

- (1)利用対象者は、保険契約者または被保険者となります。
- (2)「ストレスチェックサポート」の利用対象者は「GLTD(団体長期障害所得補償保険)全加入型」の保険契約者となります。

第4条[サービスご利用番号、URL、ID、パスワードの管理]

- (1)利用対象者は、このサービスの利用のために付与されたサービスご利用番号、URL、ユーザーIDおよびパスワード(以下、利用番号等とします。)の管理・使用において責任を負うものとし、第三者に利用番号等を使用させてはなりません。
- (2)当社は、利用番号等が第三者に使用されたことにより利用対象者が損害を被った場合、責任を負わないものとしします。

第5条[サービスの内容]

この規約より提供するサービスの内容は次の①および②のとおりとします。ただし、任意加入型については①のサービスを提供しません。

- ①人事労務担当者さま向けサービス
＜略＞※詳細は人事労務担当者さま向けにご案内します。
- ②従業員さま向けサービス
a.メンタルご相談

提供サービス	内 容
メンタル相談サポート	“こころの悩み”に看護師等の専門スタッフが電話でアドバイスします。 ※治療に関する相談はお受けできません。
メンタルITサポート	ホームページ上でのストレスのセルフチェックやメールによるメンタル相談等を提供します。

b.健康・医療・介護ご相談

提供サービス	内 容
健康・医療・介護のご相談	健康や医療に関する相談、介護に関する悩みに看護師等の専門スタッフが電話でアドバイスします。 ※緊急の場合や相談内容によってはアドバイスできない場合があります。
セルフ健康診断サポート	最寄りの人間ドック施設などを紹介します。 ※各種検診・サービスの費用は、サービス利用者の自己負担になります。
病院情報のご提供	全国約16万件のデータベースより、お探しの全国各地の病院等の情報を提供します。 ※このサービスは情報提供のみで、紹介状の発行等はいりません。

c.各種手続きご相談

提供サービス	内 容
税務・フィナンシャルサポート	税務に関する相談に、税理士による電話相談を利用いただけます(予約制)。 ※一般的な質問については、専門スタッフがお応えする場合があります。

提供サービス	内 容
公的給付申請サポート	障害年金などの公的給付の申請について専門スタッフが電話でアドバイスします。
福祉情報のご提供	お住まいの地域の福祉情報を専門スタッフが電話で案内します。

第6条[サービス提供を行わない場合]

- 提携サービス会社は、次の①から⑨のいずれかに該当する場合(該当するおそれのある場合も含みます。)(は、サービスの提供を行いません。
- ①公序良俗に反する行為
 - ②法令違反する行為
 - ③第三者(当社を含みます。)(に不利益を与える行為(競争・中傷する行為、名誉・信用を傷つける行為その他、迷惑行為を含みます。)(
 - ④当社または提携サービス会社の運営を妨害する行為
 - ⑤第三者にのみならずしてサービスを利用する行為
 - ⑥営利目的(商業目的)としてこのサービスを利用する行為
 - ⑦提携サービス会社が、利用対象者の利用頻度が著しく高いまたは意図的な利用と判断した場合
 - ⑧利用対象者が、サービス提供のために必要な情報を提供しない場合
 - ⑨保険金請求にかかわる事故等の相談その他当社または提携サービス会社不適切と判断した場合

第7条[サービス提供時の責任]

- (1)このサービスは、利用対象者自らの責任において利用するものとしします。万一、このサービスの利用によって発生した損害については、当社は責任を負いません。
- (2)利用対象者自身がサービス利用にあたり、虚偽の報告や利用番号等の漏えい、その他の不正な行為により第三者(当社を含みます。)(に対して損害を与えた場合は、自らの責任と費用により対応するものとしします。

第8条[サービスの変更・中止・終了]

- (1)このサービスは、当社ホームページ等での告知または事前の通知により、変更・中止・終了することがあります。
- (2)当社は、次の①から③のいずれかに該当する場合は、告知または事前に通知することなくサービスを変更・中止・終了することがあります。
①天災等により、サービスの提供ができなかつ当社が判断した場合
②当社の営業上、技術上の事情により、サービスの全部または一部を変更・中止・終了せざるを得なくなった場合
③不測の事態により、当社または提携サービス会社がサービスの提供が困難と判断した場合
- (3)利用対象者の保険契約が解約・解除・失効・終了したときは、それ以降はサービスの提供を行いません。

第9条[企業情報および個人情報の取扱い等]

- (1)利用対象者は、保険証券・加入者証の記載事項およびサービス提供のために必要とされる情報が、提携サービス会社に登録されることに同意するものとしします。(2)提携サービス会社は、聞き間違い等により利用対象者または利用者に迷惑をおかけすること等を防止するため、通話内容を記録および録音することがあります。また、記録または録音内容を当社に開示することがあります。
- (3)第7条における損害には情報漏えいを含み、当社および提携サービス会社は責任を負うものではありません。

附則 この規約は令和2年4月1日現在のものです。

あいおいニッセイ同和損保株式会社

法人番号 50100001

MS&AD INSURANCE GROUP

本社 〒150-8488 東京都渋谷区恵比寿1-28-1
<https://www.aioinissaydowa.co.jp/>

ご加入にあたってのご注意

●加入資格

2023年7月1日時点で満15才以上満64才以下の健康保険・厚生年金保険等の対象となる従業員の方で告知日時点で正常に勤務(※)されている方がご加入いただけます。これらの対象にはならないパートタイマー、アルバイト、季節・周期的労働者の方と、欠勤等があっても収入が減少しない役員等のご加入できません。

※正常な勤務:持病等により就業時間外に治療を受けているが、勤務時間や勤務内容に制限がかかっていない場合は、正常に勤務しているといえます。本来の勤務時間中に通院していたり、一部の労働が免除(残業制限や運転業務の免除等)されているようなケースは正常に勤務しているとはいえません。

●保険期間(ご契約期間)

2023年7月1日午後4時より2024年7月1日午後4時までの1年間。

●保険料払込方法

毎月の給与から控除します。(第1回目は8月給与から)

●この保険は株式会社ブリヂストンを保険契約者とし、株式会社ブリヂストンおよび株式会社ブリヂストン関連会社の従業員を加入者とする団体長期障害所得補償保険の団体契約です。

●パンフレットは概要を説明したものです。ご加入にあたっては必ず「重要事項の説明 契約概要のご説明・注意喚起情報のご説明」をご覧ください。また、詳しくは「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」をご用意していますので、取扱代理店または引受保険会社までご請求ください。ご不明な点につきましては、取扱代理店または引受保険会社にお問合わせください。なお、補償内容および保険金をお支払いできない主な場合については、「お支払いする保険金のご説明」をご確認ください。

●団体長期障害所得補償保険のご契約のしおり(普通保険約款・特約)、保険証券は保険契約者(株式会社ブリヂストン)に交付されます。

●告知について

- ・健康状態告知書質問事項の回答内容や申込書兼告知書記載事項(年令・他保険加入状況等)等により、ご契約のお引受けをお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。
- ・他の保険契約等の有無については、危険に関する重要な事項の告知事項として申込書兼告知書に記入していただきます。正しく記入しただけなかった場合には、ご契約を解除することがありますのでご注意ください。

●自動継続について

ご加入内容の変更または継続しない旨のお申し出のない限り、ご継続時満64才まで保険契約の満了する日と同一内容で継続加入のお取扱いをいたします。この場合、継続後の保険料は、継続日時点の保険料率および被保険者の年令によって計算されます。

(ご注意) 保険金請求事故が多発した場合などについて、ご継続を中止させていただくことがあります。

●継続加入について

傷害または疾病による就業障害が発生した場合、保険金請求の有無に関わらず前年と同じ補償条件の範囲以内でご継続いただけます。

保険料は保険始期時点の満年令により変更となる場合がありますので、ご注意ください。

●保険料控除の取扱い(2022年12月現在)

払込みいただいた保険料のうち、所定の金額については税法上の生命保険料控除(介護医療保険料控除)の対象となります。

●保険金の取扱い

被保険者が受け取る保険金は非課税です。

長期収入サポート保険に関するご照会について

- お手続き等のご質問・ご照会につきましては、下記までご連絡ください。

ブリヂストンビジネスサービス株式会社

本社: 03-6836-3563 (内線515365)

小平: 042-341-7009 (内線525962)

横浜: 045-825-3520 (内線533710)

栃木: 0287-65-4546 (内線 286)

那須: 0287-63-8480 (内線 354)

久留米: 0942-35-1490 (内線2497)

下関: 083-246-3391 (内線 297)

防府: 0835-27-0865 (内線1332)

甘木: 0946-24-0700